

令和3年11月4日(木曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

「野々市市空家等の適正管理に関する条例」の制定に関するパブリックコメント実施について

■趣旨・目的

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、本市においても「野々市市空家等対策計画」(平成30年3月策定)に基づき、空家等対策の取組みを進めているところです。

今後、増加が予想される空家等に対して適正な管理を促進していくことが重要と考えており、「野々市市空家等の適正管理に関する条例」の制定を検討しています。

本条例を制定するにあたり、次のとおりパブリックコメントを実施しますので、様々な視点から、意見・提言をお寄せください。

■条例の名称

野々市市空家等の適正管理に関する条例

■意見を募集する期間

令和3年11月8日(月)から12月7日(火)

■意見等の提出方法

郵送、電子メール、文書の持参

※電話や口頭での意見は受付できません。

■条例(案)の概要の閲覧

11月8日以降、市ホームページでご覧いただけるほか、市役所1階10番窓口 土木部 建築住宅課でご覧いただけます。

お問い合わせ先

野々市市土木部建築住宅課 担当:村尾 TEL:227-6087

